

「G 空間社会の地図と著作権」講演要旨

一橋大学国際企業戦略研究科 井上由里子

キーワード：地図の著作物性，地図の著作権の保護範囲，地図の著作権者，電子地図とデータベース著作物

地図を巡る技術的・社会的状況は大きく変化し，地図をはじめとする測量成果は，G 空間社会の基本的インフラストラクチャーとしていままで以上に脚光を浴びている．地理空間情報の利活用推進のために考慮しておかねばならない法律問題の一つが著作権に関する問題である．地図の製作・利活用に携わる関係者も，著作権についての基本的な知識を有し，正しい理解をしておくことが望ましい．そこで本日は，著作権法の仕組みを簡単に説明し，加えて地図を巡る著作権法上の問題について検討する．

1. 著作権法の概要

まず，著作権法の基本的な概念と制度の仕組みを簡単に紹介しておこう．著作権法は，「著作物」の一定の利用行為について独占権を与える制度で，特許法などと同様の知的財産法の一つである．

「著作物」とは何か．著作権法上，「著作物」は，「思想又は感情を創作的に表現したもの」でなければならないとされている（著作権法 2 条 1 項 1 号）．著作権法には，著作物の例示規定もあり，絵，音楽，小説のような古典的・典型的な芸術・文化の著作物のほか，設計図のような図面，ソフトウェアやデータベースのような技術的・実用的要素の強いものも含まれる．「地図」も，図面の著作物の一種として，著作権法に例示されている（著作権法 10 条 1 項 6 号）．

「著作者」は，著作物を創作した者である（著作権法 2 条 1 項 2 号）．著作者には，財産的権利である「著作権」と人格的権利である「著作者人格権」が与えられる（著作権法 17 条）．

「著作権」は，著作物の利用についての財産的独占権であるが，著作物のあらゆる利用形態について権利が与えられるわけではなく，複製（複製権，著作権法 21 条），演奏（演奏権，著作権法 22 条），放送やインターネット上のアップロード（公衆送信権，著作権法 23 条）など，独占権の与えられる著作物の利用形態が著作権法上具体的に明示されている（著作権法 21 条～28 条）．複製権等の利用形態ごとの権利は「支分権」と呼ばれている．

「著作者人格権」は，著作者の著作物に係る人格的利益を保護するためのもので，公表権，氏名表示権及び同一性保持権からなる（著作権法 18 条～20 条）．

著作権法は「無方式主義」を採用しており，官庁への出願や登録などの手続きをしなくとも，著作物が創作されると，その瞬間に著作権が発生し，著作権法上の保護を受けることができるようになる（著作権法 51 条 1 項）．

著作権侵害は，他人の著作物を知ってそれを模倣した場合にはじめて成立し，かりに他人の著作物の存在を知らずにたまたま似たような著作物を作成した場合には，侵害にはならない．無方式で発生する著作権は，誰がどのような権利をもっているのか調べようがないため，偶然似たものができたからといって侵害としては困るからである．

保護期間は，原則として著作者の死後 50 年である．特許権の存続期間は出願から 20 年であるから，特許と比べるとかなり長い期間の保護が与えられている．

2. 著作権法の特徴と正当化根拠

著作権法をはじめとする知的財産法の特徴は，所有権と比較するとよくわかる．所有権の保護対象は物理的実体のある有体物であるが，知的財産法の保護対象は，形のない無体物，すなわち情報の一種である．有

体物であれば、それが誰かに物理的に占有されていれば、他の者がそれを同時に利用することはできない。これに対して音楽でも、小説でも、同時に多数の人が同じ音楽を聴いたり、小説を読んだりすることができる。情報は、同時に多数の者が利用することができるのである。また、情報は、秘匿しておかないかぎり、いったん他人に知られてしまうと、「模倣」されてもそれを止めることが容易でないという性質をもっている。そのような性質を有する情報を対象に、法制度によりその模倣を禁止するのが著作権法をはじめとする知的財産法だということができる。

「模倣」という言葉にはネガティブなイメージがあるが、まねるとは学ぶことであり、模倣の一切を禁止してしまつては人間にも社会にも進歩はありえない。遺伝子を考えてもわかるように、生物学的にみて模倣は生命現象の礎であり、模倣は本来的に悪いわけではない。ただ、あらゆる模倣を自由とすると、たとえば新しい技術を開発しようという意欲、魅力ある音楽を作曲しようという意欲が削がれてしまうことがありうる。模倣が自由なら、新技術の開発者や作曲者が経済的利益を得ることができなくなってしまうからである。このような事態は、技術開発者や作曲家が困るという問題にとどまるのではなく、優れた技術や多様な著作物が世の中に生み出されなくなるという意味で、社会的にもマイナスである。

以上にみたように、特許法や著作権法のような知的財産法は、模倣により情報の過少生産という社会的なマイナスが生ずる場合に、独占権（模倣禁止権）を経済的インセンティブとして創作者等に付与することにより、創作を奨励することを目的とした制度である。ただ、知的財産の保護を強くしすぎると、独占の弊害が生じて、かえって社会にマイナスであるということも考えられる。本来的に公共財の一種である情報に独占を認めることによる弊害に注意を払うことが、著作権に関する問題を考察する上で重要な視点である。

3. 表現の創작성—著作物性・著作権の保護範囲、著作者の認定

(1) 著作物性と著作権侵害の判断基準

「著作物」は、「思想又は感情を創作的に表現したもの」であるから、ある情報が「著作物」かどうかは、それが「創作的な表現」であるかどうかで判断される。また、著作権侵害の判断基準も、保護対象となる創作的表現が流用されたかどうかで判断されることになる。

日常用語では、「創작성」という言葉は高い芸術性や学術性を想起させるが、著作権法上は、高いレベルの芸術性などが要求されるわけではない。他人のまねでさえなければ、たとえどんな下手な絵でも、たとえば、幼稚園児の稚拙な落書きでも、創작성があるとされる。ただ、このように創작성のハードルが低くてもかまわないとされているのは、絵、音楽、文学など、古典的なジャンルの著作物である。こうしたジャンルの著作物は、たとえば、仮に幼稚園児の落書きに著作権による保護を与えても、後から創作活動をしようとする人が、その絵をまねることができなくて困るということはない。つまり、独占を認めてもあまり弊害がないので、創작성のハードルを低くしても大きな問題はない。これに対して、実用目的や技術的要素のある表現物については、より高いハードルが課せられている。たとえばコンピュータ・プログラムでは、ある特定の課題を効率的に解決するためのプログラムは、どうしても似てこざるをえない。安易に創작성を認め著作権の保護を与えてしまうと、著作権に阻まれて、後続のプログラマーが同じ課題を解決するためのプログラムを作ることができなくなってしまうおそれがある。このように表現の選択の幅が狭いタイプの著作物については、独占の弊害が生ずることのないよう、創작성はより慎重に判断されている。場合によっては創작성がないとして著作物性自体が否定されることもあるし、一応著作物性は認めるとしても保護範囲が限定され、そっくりそのままコピーしたという場合に限って侵害を認めることになる。

なお、著作権法上保護されるのは、創作的「表現」であるから、着想やアイデアがいかに独創的であろうとも、著作権法上は保護されない。また、事実についても、その収集にいかにかかろうとも、事実それ自体は保護されない。他人の論文とよく似た論文を書いたとしても、共通する部分が着想や事実すぎないのであれば、著作権侵害とはならない。著作権法で保護されるのは、着想やアイデア、事実ではなく、

その具体的な表現形態の創作性ある部分なのである。

(2) 著作者の認定

著作者の認定も、「創作性ある表現」をした者が誰かという観点から決せられることになる。ある著作物を一人で作成したのなら、話は簡単であるが、複数の者が作成に関与している場合、誰が「創作的表現」の部分を担当していたのかという判断が重要になる。単に補助的な行為を行ったにすぎない者や、資金を出したにすぎない者など、創作的部分を担当していない者は著作者ではない。

「創作的表現」を複数の者が行った場合には、その複数の者の「共同著作物」になる。共同著作物を利用する際には、他の共同著作者全員の合意が必要になるので、実務上は、あらかじめ契約で利用の条件等を決めておくことが望ましい。

以上にみたように、どのような作品が著作物となるか、どのくらい似ていたら著作権侵害となるのか、著作者は誰か、といった著作権法上の様々な問題を解くにあたって、もっとも重要なキーワードは、「創作的表現」である。

4. 地図の「創作的表現」とは——著作物性・保護範囲・著作者

以上を紙地図ないしは地形図にあてはめて、地図の創作的表現とはどこに見いだされるのか考えてみると、一般論として次のようなことがいえる。

(1) 事実、労力・コストは保護されない

まず確認しておかねばならないのは、地図を基礎づける事実それ自体は著作権法上保護されないということである。また、実地測量や現地調査により地図を作成するには多大なコストと労力がかかるが、著作権法は労力やコストを保護するものでないから、労力やコストを理由に著作権法上の保護が認められることはない。

(2) 地図の表現の創作性と保護範囲

著作権法上保護されるとすれば、地図の「創作的表現」である。では、地図のどこに「創作的表現」が見いだされるのか。限られたスペースに地理的事象のすべてを掲載することはできないから、地図を作成するにあたっては、掲載する地理的事象を取捨選択することにならざるをえない。また、できるだけ見やすくするために細部を省略し、名称や記号の配置を工夫する必要がある。こうした地物の取捨選択や表現方法の工夫の部分に、地図の表現上の創作性を認めることができる。ただし、地図の目的の観点から、地物の取捨選択や表現方法に自由度が低い場合には、たとえある地図に著作物性が認められるとしても、強い保護は与えられない。

①地物等の取捨選択

地図は地形や地物の位置関係という「事実」を人間にわかりやすく伝達するための図面であり、およそ事実とかけ離れた地図であっては無意味である。その地図の目的に照らして、地物の選択について自由度が小さい場合には、ほとんど同じ地物を選択している地図が作成されても侵害とはならない。一般論としては、縮尺 2500 分 1 の地図よりも 25000 分 1 の地図の方が、地物の取捨選択の自由度が大きいので、著作権という観点からみた創作性が認められやすいということになる。

②作図法や地図記号等の表現方法

誰も使っていない、あるいは誰も理解できない作図法や地図記号、表示方法を採用すると、地図の利用者にわかりやすく地理情報を伝達するという地図本来の目的が果たせなくなる。利用者に便利な作図方法や地図記号などは自ずと決まってくるのであって、地図の目的を果たすための表現方法の選択肢はそれほど大きなものとはいえないだろう。したがって、作図法や地図記号などが類似していることを理由に、安易に著作

権侵害を認めることはできない。その表示方法が利用者の利便性の観点からみて標準的なものであればあるほど、著作権侵害はみとめづらくなると考えられる。

(3) 地図の著作者の認定

地図の「著作者」の認定も、「創作的表現」を誰が行ったかということが基準になる。地図の創造性が地物等の取舍選択や図面としての表示方法の工夫によって判断されるのであるから、地図の著作者は、素材を取捨選択した者、あるいは表現方法を工夫した者ということになる。そのような行為を複数の者が行っている場合には、共同著作者になる。

5. 編集著作物とのアナロジーから地図の著作権を考える

以上が、地図の創造性についての基本的な考え方だが、より深く考えていくと、実は地図の創造性の問題については解釈論上まだ十分に理論的に解明されていないことがわかる。やや専門的な話になるが、問題の大枠を説明しておきたい。

(1) 編集著作物と地図

著作権法には編集著作物というカテゴリーの著作物がある。編集著作物とは、「素材の選択又は配列」によって創造性が認められる著作物である（著作権法 12 条）。編集著作物には、たとえば詩集や文学全集のようなものも含まれるが、職業別電話帳のように、事実を集積し編集したものもある。

地図も地物という事実「素材」を選択し、選択された地物を地図記号で置き換え図面化するという形で「配列」を行っている。したがって、地図も、事実を集積した編集著作物の一種だとみることもできる。そこで編集著作物に関する議論を紹介して、地図の創造性の考え方について検討したい。

(2) 編集著作物の創造性を巡る学説の対立

事実を集積した編集著作物の「創造性」をどう考えるべきか。この点について、著作権法の学説上、対立がある。事実を集積した編集著作物を作成するには、通常、汎用性のある詳細な編集体系が前もってつくられる。NTT の職業別電話帳を例にとると、世の中のあらゆる職業を、利用者の使い勝手がよいように分類した詳細な職業分類を先行して作成し、実際の職業別電話帳は、その職業分類に個別の事業者とその電話番号をあてはめていくという形で作成される。この職業分類には汎用性があり、東京の職業別電話帳も、大阪の職業別電話帳も、同じ職業分類を用いて作成できる。利用者の利便性という観点からも、東京に対抗して、大阪では、東京のそれとはまったく異なる独自性のある職業分類を採用する、というよりも、使いやすい職業分類なら、東京でも大阪でも、同じ職業分類の方が望ましいということがいえるだろう。

では、そのような汎用性のある職業分類に基づいて編纂された電話帳の「創造性」はどこにあるのか。これが学説上の論争のテーマである。法理論的にはかなり難問であるが、単純化して説明すれば次のようになる。

前述のとおり、著作権法ではアイデアは保護せず、保護されるのはより具体的な「表現の創造性」である。この考え方をあてはめると、具体的な事業者名と電話番号の含まれていない、裸の職業分類それ自体はアイデアの一種であり、著作権法の保護の対象とはならない。たとえば、NTT が東京の電話帳を作成して販売していたところ、同じ職業分類を用いて大阪で職業別電話帳を作って販売した者が出てきた場合を想定してみよう。個別の事業者名・電話番号は、大阪と東京では全く異なっており、共通しているのは汎用的な職業分類のみである。これが、従来からの著作権法の考え方を素直にあてはめた学説である。

このような考え方に対して、編集著作物の選択・配列に係る編集方針も著作権法上保護されると主張するのが最近主張されている新しい考え方である。職業別電話帳を編纂する NTT としては、いかに使いやすい職

業分類を構築するかというところにもっとも力を入れて創意工夫をしており、その部分の保護を認めないのは妥当でない、というのである。もっとも、編集著作物の編集方針にも創作性を認めようとする学説でも、「独占の弊害」に十分な配慮が必要だとしている。その職業分類が利用者にとって使いやすければ使いやすいほど、その職業分類を特定の者に独占させては、別の業者が職業別電話帳を作成することが事実上できなくなってしまう。そこで、後に続く者がその職業分類を使わなくても電話帳を作ることができるような場合にかぎって、その職業分類に創作性を認めようという考え方である。

では、職業分類それ自体は別として、ほかに職業別電話帳の創作性を認める根拠はどこに見いだされるだろうか。汎用性ある詳細な職業分類に個別の事業者名や電話番号をあてはめる過程にも創作性が認められるだろう。個別の事業者を職業分類の中の個々の職業にあてはめていく場合、誰がやっても完全に同じ結果になるような一義的な選択基準というのは現実にはありえないだろう。あてはめ作業を行う者に若干の裁量の余地が残るのが通常だろうと思われる。ひとつひとつのあてはめについての裁量の幅はとるに足りない程度のもかもしれないが、電話帳全体のあてはめをしていくと、その偏差の集積は相当のものになる。そこに、職業別電話帳の創作性を見出すことができる、というのである。そうすると、NTTが作成している東京の職業別電話帳を第三者がそっくりそのままコピーした場合は、NTTの電話帳のあてはめの部分までそっくり写し取っているので編集著作権の侵害が成立することになるが、職業分類は流用したもののあてはめ作業は一件一件自分で行った場合は、あてはめがすべてまったく同じになるということはあるまいから、侵害は成立しないということになる。

(3) 編集著作権に関する最近の学説を地図にあてはめると

地図から離れて、編集著作物について専門的にすぎる話を続けてきたが、編集著作物についての最近の学説を地図の著作物にあてはめて考察してみよう。

①地物の取捨選択や表現形式のルール of 創作性

国土地理院の地形図を例にとると、日本中のどの地域にも適用される地形図図式が用意され、その図式に忠実にしたがって各地の地形図が作成されてきた。図式には、投影法や精度、地物の取得基準、地図記号、注記の方法、建物の総描、道路の転位の方法などが詳細に定められている。地図は、事実を集積した編集著作物といえるものであり、編集著作物の項で論じた職業別電話帳に類するものと考えることができる。地形図図式は、地図作成過程において、職業別電話帳でいうところの詳細な職業分類体系と同様の役割を担っているといえるだろう。

そこで、編集著作権についての最近の学説を地図にあてはめると、地形図図式にも創作性を見出す余地はあるということになる。理論的には、同じ地形図図式にしたがってアメリカの一地域の地形図を作成すれば、国土地理院の地形図の著作権侵害を構成するということになりうるということである。

従来、地図の著作権に関しては、図式それ自体には著作権法上の創作性は認められないとする考え方が通説であった。仮に編集著作物に関する新しい創作性の考え方を採用し、図式のような表現方法のルールそのものの創作性を認めることになれば、地図の著作物の創作性に関する理論は、これまでとは大きく異なるものとなるだろう。

ただし、国土地理院の地形図図式は、利用者の見易さのための工夫がこらされていて、しかも事実上標準化されている要素も大きいので、特定の者に独占させることの弊害が大きい。したがって、地形図図式それ自体に創作性の根拠を見出す立場に立ったとしても、高い創作性を認めることはできないだろう。

なお、ここでは国土地理院の地形図図式を例にとったが、民間が地図作成のために定める仕様書・手順書等とは異なり、国土地理院の定める地形図図式等は通達の一種である。著作権法は、国の発する「告示、訓令、通達その他これらに類するもの」は著作権法上の権利の目的にならないと規定しており(著作権法13条)、

国土地理院の地形図図式を地図の創作性の根拠にすることには限界があることには留意を要する。

②図式等に基づいて行われるあてはめ作業の創作性

職業別電話帳については、個々の事業者・電話番号を職業分類にあてはめる作業には一定の裁量の余地が生まれざるをえず、そこに創作性を認める余地があるとする考え方を紹介した。

25000分1の地形図図式に基づいて、実際に特定の地域の地図を作成していく過程に目を転じると、作業者にはやはり一定の裁量の余地が残されている。特に、注記の方法、建物の総合描写、道路の真位置からの転位などの作業は、作業者の誰がやっても完全に同じということにはならない。そこに表現の選択の幅が存するのであり、そのような作業者の裁量に創作性を認めることは可能だということになるだろう。

他方、2500分1の都市計画基図は、作業規程にしたがって作業する者の裁量の入る余地は小さい。注記の位置などについて若干の裁量が入るので、創作性が全く否定されることはないだろうが、第三者がそのままデッドコピーをするような場合にしか侵害は成立しないと考えられる。

以上にみたように、地図の著作物に関する従来の見解では、地物の取捨選択と表記方法に地図の創作性があるとされてきたが、編集著作物に関する最近の学説を取り入れて、取捨選択のルールや表記方法の詳細なルールに創作性の根拠を見出すことにするのであれば、地図の著作物性に関する考え方は大きく変容することになる。地図の著作物性の検討にあたっては、今後の編集著作物に関する学説の動向も注視しておく必要があるだろう。

(4) デジタル地図についての考え方

以上、紙地図の地形図を念頭に置いて考察してきたが、G空間社会では、地図はデジタル化されていることが前提となる。デジタル地図については、従来の考え方とは異なる考え方になるのだろうか。

デジタル地図は、データベースの一種である。データベースについて著作権法は、「情報の選択又は体系的な構成」によって創作性を有するものは保護されると規定している（著作権法12条の2）。編集著作物は、「素材の選択又は配列」により創作性を判断するのに対して、データベースは「情報の選択又は体系的な構成」により創作性を判断するという点で文言は異なるが、実質的には創作性判断のポイントは同じであるといっていよい。したがって、上記の編集著作物に関する議論は、基本的にはデータベースにもあてはまり、したがってデジタル地図についても、同じような発想で考えを詰めていけばよいということになる。

したがって、データベースの汎用的かつ詳細な体系的な構成の部分に創作性が認められるか、ということが編集著作物同様に論点となりうる。誰もが利用を欲する標準的な体系的構成であれば著作権で保護を受けづらくなるという著作権法の一般的な考え方はデータベースの体系的構成にもあてはまることはいまでもない。

最終的に画像として示される電子地図については、編集著作物の項で検討したように、最後の図面としての表示のプロセスで裁量の余地がどの程度あるかということも重要になってくる。基盤地図情報では転位などは一切行わないこととされているように、電子地図では重ね合わせによる利用を可能とするためには、裁量の余地をなくしていく方向に進んでいくことが考えられる。そうすると、この最終的な表現プロセスでの裁量の余地を基礎に著作権の保護を主張することは難しくなるだろう。また、地図作成プロセスの自動化が進めば、裁量の余地がゼロということになるから、創作性を認めることはできなくなる。

紙地図の時代に比べると、著作権法上の保護の基礎が脆弱になってくることも考えられるが、著作権法による保護を受けられない場合でも、データ収集のために相当な労力やコストがかけられているなどの一定の要件を満たすデータベースについては、民法709条の不法行為による保護を受ける可能性が残されている。地図に関するものではないが、データベースについて民法による救済を与えた裁判例も存在する。不法行為

という構成では、侵害者に対して差止めを求めることはできず、損害賠償という形で金銭的な償いを受けることしかできないが、それでも、「額の汗」、すなわち地図作成の労力やコストを保護のための有用な道具立てである。

6. むすびにかえて

本講演では、著作権法の基本的な考え方と、地図の著作権に関する一般論を紹介した上で、編集著作権に関する著作権法の学説上の議論をもとに、地図の著作物の創作性の考え方についてやや専門的な考察を行った。地図の著作権については、理論的には必ずしも十分な検討のなされていない領域であり、著作権法の研究という観点からは、非常に深い、興味の尽きないテーマであるが、実務上は、裁判で争ってみないと結果がわからないということではビジネスの阻害要因となりかねない。著作権法の解釈の曖昧な点がどこにあるかを認識した上で、ライセンスや契約を通じて、問題ができるかぎり顕在化しないよう工夫をすることが必要となるだろう。